

令和7年度

社会福祉法人集団指導資料

法人運営⑥評議員、理事及び監事の報酬等

令和8年2月

館林市福祉部社会福祉課監査指導係

1

報酬等

P3

2

報酬等支給基準

P6

3

公表

P8

①報酬等

「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。

報酬等

報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当

※理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれません。

※費用弁償分は、含まれません。

交通費の取扱い

評議員会等の出席のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬に該当しません(費用弁償分)が、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれます。

「報酬等」と「費用弁償分」の取扱いに注意しましょう。

例えば、「交通費を理事会に出席した役員に一律で〇〇円支払う」といった定額の日当の支給は、実費相当額を超える場合、費用弁償分とはみなされず、報酬としての取扱いとなります。日当を支払う場合は、報酬として整理の上、役員等報酬規程に支給額等を定めてください。

評議員の報酬等は、定款で定める必要があります。

定款で定める場合は、**全評議員の年間総額**を定めることで足りります。

無報酬の場合は、その旨を定めます。

定款例第8条 評議員に対して、<例:各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

①報酬等

理事及び監事の報酬等は、定款で定める、又は、評議員会の決議により定める必要があります。

定款で定める場合

全理事、全監事の年間総額を定めることで足りる。無報酬の場合は、その旨を定めます。

定款で定めていない場合

評議員会の決議によって、報酬の額を定める必要があります。無報酬の場合は、評議員会で無報酬であることを決議します。

監事の総報酬額のみ決定しているとき

定款又は評議員会の決議によって監事の総報酬額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議で定めることとなっています。この監事の協議は全員一致による決定の必要があります。

定款例第21条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

（備考二）第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

（備考三）費用弁償分については報酬等に含まれない。

②報酬等支給基準

報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような**支給の基準を定めなければなりません**。また、**評議員会の承認**が必要です。

報酬等支給基準

理事、監事及び評議員に対する報酬等について支給基準を作成する必要があります。定款等と不整合とならないように注意してください。

評議員会の承認

報酬等支給基準を作成・変更した場合は、評議員会の承認が必要となります。

報酬等支給基準を変更した際に、評議員会の承認が漏れてしまうケースが指導監査で見られましたので、忘れないようにしてください。

報酬等支給基準の内容

(1)役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分	常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。
(2)報酬等の金額の算定方法	<p>報酬等の金額の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算出されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという規程は許容される。● 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。● 法人は、国等他団体の棒給表等を準用する場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして定めることとする。● 評議員会の決議によって決められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
(3)支給の方法	支給の次期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振り込みか現金支給か）等が考えられる。
(4)支給の形態	現金・現物の別等を記載する。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えない。

【根拠法令】 施行規則第2条の42、ガイドライン I -8-(2)-1

法人は、理事、監事及び評議員の報酬等支給基準を公表することが義務付けられています。

公表の方法

報酬等支給基準の公表は、インターネットの利用により行うこととされています。

- 法人のホームページへの掲載
- 財務諸表等電子開示システムに掲載

報酬等支給基準の変更をした場合には、公表しているものも最新のものとなるよう更新してください。

以上で集団指導は終了です。受講いただきありがとうございました。

下記URLまたはQRコードより受講報告(出席確認)をお願いいたします。

URL:<https://logoform.jp/form/UdDE/1380305>

QRコード: 

報告期限 令和8年3月12日(木)